

## 総合評価における評価項目の変更について

本市では、建設工事の入札において「総合評価落札方式」を運用していますが、下記のとおり、評価項目を変更することとしました。

### 記

#### 1 総合評価落札方式とは

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」における、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念を具現化した入札方式です。

#### 2 落札者の決定方法

「入札価格」と技術評価委員会で審査・決定した技術資料の「技術評価点」から、「評価値」を算出し、最も評価値の高い業者が落札者となります。

「評価値」＝	$\frac{\text{技術評価点（標準点+加算点）}}{\text{入札価格}} \times 1 \text{億}$	※標準点：100点 ※加算点：評価項目毎の 得点数の合計
	(調整数値)	

#### 3 評価項目(加算点)

評価区分	評価項目	必須：○ 選択：△	タイプ別 配点					
			標準型		簡易型	特別簡易型		
			A	B	型	A	B	
企業の評価	企業の施工能力	1 過去の工事成績	○	3	3	3	3	3
		2 過去の同種工事成績	○	3	3	3	3	3
		3 ISO9001の認証	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		4 建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		5 安全対策優秀表彰の実績	○	1	1	1	1	1
	地域の貢献	6 雇用促進・税収効果	△	2	2	2	2	2
		7 地元企業の受注機会拡大 <small>※大手企業対象</small>	△	2	2	2	2	2
		8 雇用の維持	△	1	1	1	1	1
		9 新規若年者雇用 <small>※地元企業対象</small>	△	1	1	1	1	1
	社会的貢献	10 障害者の雇用状況	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		11 子育て支援・男女共同参画の取組み	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		12 協力雇用主としての雇用状況	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		13 児童養護施設等の新卒者の雇用状況	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		14 環境負荷軽減(ISO14001、I77030 21)	○	1	1	1	1	1
		15 北九州市消防団協力事業所の認定状況	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	16 応急防災措置等に関する協定締結状況	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
17 減点項目（指名停止等による減点）		○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数					
配属予定技術者の評価	担い手の育成	18 若手技術者の配置	○	1	1	1	1	1
		19 過去の工事成績	○	3	3	3	3	3
	配置予定技術者の能力	20 過去の同種工事成績	○	3	3	3	3	3
		21 保有資格	△	1	1	1	1	1
企業の技術力の評価	施工計画	22 安全管理に関する所見	○	3	3	3	3	3
		23 工程管理、品質管理、出来形管理、周辺環境対策等に関する所見	○	10	10	5 ～ 8		
	特定テーマ	24 特定テーマに関する技術提案	○	10 ～ 30	5 ～ 10			
合計			31.5 ～ 52.5	39 ～ 47	29 ～ 35	24 ～ 27	21 ～ 24	

#### 4 評価項目の変更内容

評価項目		評価基準	
		平成 28 年度	平成 29 年度
企業の評価	企業の施工能力	<b>【③ISO9001 の認証】</b> 本市と契約を締結する事業所が、ISO9001 の認証を取得している場合=0.5点	<b>【③ISO9001 の認証】</b> 本市と契約を締結する事業所が、ISO9001 の認証を取得している場合= <u>1.0</u> 点
		<b>【⑤安全対策優秀表彰の実績】</b> 本市と契約を締結する事業所が、北九州市からの安全対策優秀表彰の実績を有している場合=1.0点 ※表彰後、表彰が無効になった場合は加算しない。	<b>【⑤安全対策優秀表彰の実績】</b> 本市と契約を締結する事業所が、 <u>過去4年間に北九州市からの安全対策優秀表彰の実績を有している場合</u> =1.0点 (H30年度より実施) ※表彰後、 <u>重大な公衆災害や労働災害を起こし指名停止となった場合は加算しない。</u> (H29年度より実施)
		/	<b>【⑥総合評価落札方式の受注件数】</b> H29年度に総合評価落札方式による受注が無い場合=1.0点 (H29年度は試行実施)
	地域貢献	<b>【⑨新規若年者雇用】</b> 若年者（雇用開始日現在40歳以下）を1名以上正規雇用している場合=1.0点	<b>【⑩新規若年者雇用】</b> 若年者（雇用開始日現在40歳以下）を <u>2名以上正規雇用している場合=1.5</u> 点 <u>1名正規雇用している場合 =1.0</u> 点
/		<b>【⑪資材等の調達】</b> 指定資材又は指定機器類について市内材料業者から全て調達した場合=0.5点 (H29年度は大手対象の土木工事で試行実施)	

評価項目		評価基準	
		平成28年度	平成29年度
企業の評価	社会的貢献	<p>【⑪子育て支援・男女共同参画の取り組み】</p> <p>下記のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点</p> <p>(ア)北九州ワークライフバランス表彰等、市から子育て支援・男女共同参画に関する表彰を受けている</p> <p>(イ)常用雇用者数が101人以上の場合、次世代育成支援対策推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、目標を達成した等、厚生労働大臣の認定を受けている</p> <p>(ウ)常用雇用者数が100人以下の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定および届出済みである</p>	<p>【⑬子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み】</p> <p>左記の(ア)～(ウ)に、次の(エ)～(カ)を追加</p> <p>(エ)福岡県子育て応援宣言等、女性活躍への積極的な取り組みについて行動宣言を登録している</p> <p>(オ)常用雇用者数が301人以上の場合、女性活躍推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、目標を達成した等、厚生労働大臣の認定を受けている</p> <p>(カ)常用雇用者数が300人以下の場合、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定および届出済みである</p>
		<p>【⑫協力雇用主としての雇用状況】</p> <p>下記のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点</p> <p>(ア)協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録があり、過去1年間の間に、保護観察中の者又は厚生緊急保護中の者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である</p>	<p>【⑭協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況】</p> <p>左記の(ア)に、次の(イ)を追加</p> <p>(イ)協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に登録があり、過去1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労支援を行った暴力団離脱者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である</p>
配置予定技術者の評価	担い手の育成	<p>【⑱若手技術者の配置】</p> <p>下記のいずれかの要件を満たす場合＝1.0点</p> <p>(ア)現場代理人または担当技術者として、35歳以下の若手技術者を専任配置する</p>	<p>【⑳若手技術者・女性技術者の配置】</p> <p>左記の(ア)に、次の(イ)を追加</p> <p>(イ)現場代理人または担当技術者として、女性技術者を専任配置する</p>